

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（平成30年8月受付分）

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○小さな親切運動北見支部様（大通東） 170,000円

<故人が生前お世話になったため>

○今村 さ江子様（端野町）	50,000円	○杉本 志津子様（留辺蘂町）	20,000円
○目黒 孝様（常呂町）	30,000円	○青山 美智代様（留辺蘂町）	50,000円
○渡辺 一治様（留辺蘂町）	10,000円	○鈴木 康永様（留辺蘂町）	30,000円